診断・意見書（肢体不自由関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名： | | 昭和・平成　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |
| 住所： | | | |
| 診断名 |  | | |
| 現症 | 体幹の機能障害（特に座位補助能力等）、上肢の機能障害（特に筆記能力等）  その他参考となる経過・現症 | | |

参考事項（医師が該当する項目の数字を○で囲んでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | １．体幹の機能障害  （1）座位の保持  　ア、60分程度ならば可能である  　イ、90分程度ならば可能である  　ウ、120分程度ならば可能である  　エ、その他（　　　　　　　　　　　）  （2）受験可能な姿勢  　ア、仰臥位　　　イ、座位  　ウ、腹臥位　　　エ、その他  　　　　　　　　　　（　　　　　　　） | ２．上肢の機能障害  （1）著しい障害  　　握る、摘む、なでる（手、指先の機  能）、ものを持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、引っ張る（腕の機能）等に著しい障害がある。  （2）軽度の障害がある。  　ア、精密な運動ができない  　イ、10ｋｇ以内のものしか下げること  ができない。 |
| 上記のとおり診断する。  令和　　 年　　 月 　　日  病院又は診療所の名称  所在地  診療担当科目　　　　　　　　科　　医師氏名　　　　　　　　　　　　　印 | | |

お願い：この「診断・意見書」は、介護支援専門員実務研修受講試験において、受験者の希望する特別措置の可否を決定するための資料となりますので、できるだけ具体的にご記入ください。

　（注）「著しい障害」とは、ア、機能障害のある上肢では、5ｋｇ以内のものしか下げることができないもの。（手指で握っても、肘でつり下げてもよい。）イ、一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか二関節の機能を全廃したものをいいます。

広島県知事指定試験実施機関

（社福）広島県社会福祉協議会